

函館市遺児手当支給事務取扱要綱

- 1 この要綱は、函館市遺児手当条例(昭和48年函館市条例第61号)ならびに函館市遺児手当条例施行規則(昭和48年函館市規則第79号)によるもののほか必要な事項を定めるものとする。
- 2 「監護」とは、監督し保護することであり、主として精神面から遺児の生活について種々配慮し物質面から日常生活において衣食住の面倒をみていることである。

したがって、遺児が勉学等のために寮、下宿等に居住する場合でも監護、生計同一関係が認められれば手当の対象となるものである。
- 3 条例第2条第1号に規定する遺児に該当する場合とは、遺児の父および母を次に掲げる事由により失った場合をいう。
 - (1) 死亡
 - (2) 生死不明
 - (3) 引き続き6か月以上遺棄
 - (4) 法令による拘禁
- 4 条例第2条第2号に規定する遺児に該当する場合とは、遺児の父または母を次に掲げる不慮の事故または災害により失った場合をいう。
 - (1) 自動車、電車、汽車、航空機、船舶その他これらに準ずるものの運行等により発生した事故または災害
 - (2) 機械、動力、重量物、火器、ガスその他これらに準ずるものによる業務上の事故または災害
 - (3) 地震、風雪水害、落雷、火災その他これらに準ずるものの事故または災害
 - (4) 犯罪による被害
- 5 父母が離婚し、子が父または母に養育されている場合、子を養育している父または母を3の事由により失ったときは条例第2条第1号の遺児とする。また、母が婚姻によらないで懐胎した子(父が認知した子を除く。)がその母を失ったときも同様とする。
- 6 養子縁組による養父および養母を失った場合3の取扱いとするが、養父および養母を失った後、実父母と同居している場合は支給の対象

としない。

- 7 父母（養子縁組の場合養父母）のいずれかを失った場合のうち不慮の事故または災害に起因するもの以外の病死および自殺は支給の対象としない。
- 8 子の父または母が再婚後の配偶者を失った場合において、当該配偶者と子との間で養子縁組の手続きをとることができなかつたやむを得ない事情があり、かつ、当該配偶者が実際に子の監護、教育その他の親権を行う者と同様の子への関与を行っていたと市長が認めたときは、当該配偶者を養父または養母とみなして取り扱う。
- 9 居住とは市内に住所を有することをいい、住所を有するか否かは住民基本台帳法による届出によって判定する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月27日から施行する。